

学長選考会議による学長の業務執行状況の確認結果について

国立大学法人群馬大学学長選考会議規則第2条第3号の規定する 平塚浩士 学長の業務執行の状況を確認しましたので、その結果を公表します。

1. 確認の経過

平成29年度第2回学長選考会議	平成29年12月22日	実施方法の決定
第3回学長選考会議	平成30年2月20日	書類審査・ヒアリング
第4回学長選考会議	平成30年3月26日	評価結果を一旦確定
平成30年度第1回学長選考会議	平成30年4月18日	評価結果を修正、確定、公表

2. 評価の観点（「再任審査に係る所信調書」に掲げた目標の達成状況）

- (1) 医学部附属病院・医学系研究科の改革について
- (2) 第3期中期目標・中期計画期間中の大学の機能強化について
- (3) 大学経営基盤の強化について

3. 確認書類

学長の業務執行状況に係る業績調書

4. 評価結果

医学部附属病院・医学系研究科の改革について、学長自ら先頭に立って改革に取り組んでいることを確認した。しかし、遺憾ながら、本年3月に新たな医療事故の報告が行われており、病院職員全員が医療安全について十分に認識し、院内における連絡体制やチェック体制の強化を含め、更なる改革を進めることを要望する。

学内組織を活性化するため、新たにセンターを設置し学部横断的な教育研究活動の組織整備を行うなど、人的資源などを効率的に活用して更なる発展を目指した大学の機能強化を進めていることを確認した。

産学官金窓口を一元化し民間等外部機関との連携を推進するとともに、群馬大学基金の充実や広報本部設置により、積極的かつ戦略的な体制整備を行うなど、大学経営基盤の強化を進めていることを確認した。

以上から平成29年度の学長の業務執行状況は概ね良好と判断する。

平成30年4月18日

国立大学法人群馬大学学長選考会議

(公印省略)